東彼杵町告示第24号

東彼杵町肥料価格高騰対策緊急支援事業補助金交付要綱をここに告示する。 令和5年3月1日

東彼杵町長 岡田 伊一郎

令和5年3月1日 令和5年東彼杵町告示第24号

(趣旨)

第1条 世界的な穀物需要の増加、エネルギー価格の上昇に加え、ロシアによるウクライナ侵略等の影響により化学肥料原料の国際価格が大幅に上昇し、肥料価格が高騰している。化学肥料の低減や堆肥等国内資源の活用を進める取組を行う農業者に対し、肥料価格の上昇に伴う経費負担の増加に対し交付するものとする。

本補助金交付に関しては、肥料価格高騰対策事業費補助金交付等要綱(令和3年12月20日付け3農産第2155号農林水産事務次官依命通知。)第5及び肥料価格高騰対策事業実施要領(令和3年12月20日付け3第2156号農林水産省農産局長通知。以下「国実施要領」という。)第4に定める肥料価格高騰対策事業費補助金のうち肥料価格高騰対策事業。以下「国事業」という。)と協調して東彼杵町肥料価格高騰対策緊急支援事業補助金を交付するものとし、その交付については東彼杵町補助金等交付規則(平成16年規則第22号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところ による。
 - (1)「肥料」とは、肥料の品質の確保等に関する法律(昭和 25 年法律第 127 号)で 定める普通肥料及び特殊肥料をいう。
 - (2)「当年の肥料費」とは、令和4年6月から令和5年5月までの間に適用された 価格で農業者に販売された又は販売されることが確実と見込まれるものであって、 当該農業者が自ら使用する肥料の代金をいう。
 - (3)「価格高騰率」とは、農林水産省が実施する「農業物価統計調査」に基づく農業物価指数等により、別途農林水産省が定めるものとする。
 - (4)「前年の肥料費」とは、当年の肥料費を価格高騰率及び10分の9で割った代金をいう。

(事業の内容)

- 第3条 この事業は第1条の趣旨を踏まえ、次のとおりとする。
 - (1) 肥料購入費支援

当年の肥料購入費のうち前年からの肥料費上昇分の一部に充てる支援金の交付を行う。

(補助の対象となる事業実施主体、補助金額及び補助率)

第4条 本補助金において補助の対象となる事業実施主体、補助金額及び補助率は、別 表のとおりとする。

(補助金の交付申請)

- 第5条 規則第4条の規定による交付申請は、補助金交付申請書(様式第1号)による ものとし、次に掲げる書類を添付し、町長に提出することにより行うものとする。
 - (1) 事業計画書(様式第2号)
 - (2) 収支予算書(様式第3号)

- (3)暴力団排除に関わる誓約書(様式第4号)
- (4) 参加農業者名簿(様式第5号)
- (5) 国の肥料価格高騰対策事業の採択通知書の写し
- (注) 東彼杵町肥料価格高騰対策緊急支援事業申請時に国の肥料価格高騰対策事業の 採択通知が行われていない場合は、様式第2号の第4の内容を確認の上、誓約・ 同意すること。また、採択通知書が届いた際には、その写しを10日以内に町長に 提出すること。
- (6) その他町長が必要と認める書類
- 2 交付申請者は、交付申請書を提出するにあたって、当該補助金に係る消費税仕 入控除税額(交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、 消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除 できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地 方消費税率を乗じて得た金額との合計額に交付率を乗じて得た金額をいう。以下 同じ。)があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなけ ればならない。ただし、申請時において当該交付金に係る消費税仕入控除税額が 明らかでない場合は、この限りでない。
- 3 規則第4条の町長が定める交付申請書を提出することができる時期は、別に定める期日までとする。

(交付の条件)

- 第6条 補助事業者は、この補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業終了年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。
 - 2 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)若しくは暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者であってはならないこと。
 - 3 補助金の額の通知を受けた後において、消費税等の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定したときは、その金額(当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになり補助金額から減額した場合は、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を補助金に係る消費税仕入控除税額報告書(様式第13号)により速やかに町長に報告するとともに、当該金額を返還すること。

(交付決定の通知)

第7条 町長は、第5条第1項の交付申請書の提出があった場合、審査の上、交付を決定すべきものと認めたときは速やかに交付決定を行い、交付申請者に対し東彼杵町肥料価格高騰対策緊急支援事業補助金交付決定通知書(様式第6号)により通知を行うものとする。

(補助金の交付)

- 第8条 この補助金は原則として精算払とする。ただし、補助事業の円滑な推進を図る うえで必要と認められるときは、概算払により補助金を交付することができる。
 - 2 前項ただし書の規定に基づき補助金の概算払を受けようとする事業実施主体は、概算払請求書(様式第7号)により行うものとし、次の書類を添付する。
 - (1)請求内訳書(様式第8号)

(2) その他町長が必要と認める書類

(申請の取下げ)

第9条 交付申請者が交付申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた 日から起算して 20 日以内にその旨を記載した書面を町長に提出しなければなら ない。

(計画変更の承認)

- 第10条 事業実施主体は、別表に定める重要な変更に該当する時は、規則第6条第2項 第1号の規定により変更承認申請書(様式第9号)を町長に提出し、承認を受け なければならない。
 - 2 規則第6条第2項第2号の規定による事業の中止又は廃止について承認を受けようとする者は、中止(廃止)承認申請書(様式第10号)を町長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

- 第11条 町長は、第10条第2項の事業の中止又は廃止の申請があった場合又は次に掲 げる場合には、第7条の決定の内容の全部又は一部を取り消し、又は変更するこ とができる。
 - (1) 法令、この要綱又はこれらに基づく町長の処分若しくは指示に違反した場合
 - (2)補助金を補助対象事業以外の用途に使用した場合
 - (3) 補助対象事業等に関して不正、事務手続きの遅延、その他不適切な行為をした場合
 - (4) 交付の決定の後生じた事情の変更等により、交付対象事業等の全部又は一部を 継続する必要がなくなった場合
 - 2 町長は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。
 - 3 町長は、前項の返還を命ずる場合は、第1項第4号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せて命ずることができる。
 - 4 第2項の規定に基づく補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第3項の規定を準用する。

(実績報告)

- 第12条 交付金申請者は、事業を完了した日から起算して30日を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、東彼杵町肥料価格高騰対策緊急支援事業補助金実績報告書(様式第11号)を町長に提出するものとし、次の書類を添付するものとする。
 - (1) 事業実績報告書(様式第2号)
 - (2) 収支精算書(様式第3号)
 - (3) 参加農業者名簿(様式第5号)

- (4) 参加農業者へ支援金を支払ったことを確認できる書類
- (注)参加農業者の口座等へ振り込んだ際の通帳の写し、現金で支払いを行った際 の受領証等の写し等
- (5) その他町長が必要と認める書類
- 2 事業実施主体は、前項の実績報告書を提出するにあたって、補助金に係る消費 税仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税仕入控除税額を減額して報告し なければならない。
- 3 第8条第2項の規定により交付を受けた事業実施主体は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額を消費税仕入控除税額報告書(様式第13号)により速やかに知事に報告するとともに、町長の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

(交付金の額の確定等)

- 第13条 町長は、規則第16条の規定による交付額の確定は、交付額の確定通知書(様式第12号)により行うものとする。
 - 2 町長は、交付申請者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を 命ずるものとする。
 - 3 前項の返還については、第11条第3項の規定を準用する。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

- 第14条 事業実施主体は、第13条の規定に基づく補助金の額の確定後に、消費税及び 地方消費税の申告により交付金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合に は、様式第13号により消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告書を町長に 速やかに報告しなければならない。
 - 2 町長は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は 一部の返還を命ずる。
 - 3 前項の返還については、第11条第3項の規定を準用する。

(精算払請求)

- 第15条 事業実施主体は、補助金の精算払を受けようとする場合は、精算払請求書(様式第14号)により次に掲げる書類を添付し、町長に提出することにより行うものとする。
 - (1)請求内訳書(様式第8号)
 - (2) その他町長が必要と認める書類

附則

(施行期日)

この要綱は、令和5年3月1日から施行する。

別表(第3条関係)

(第3末関係) 「 _{事業}	事 类中华之体	★中.	手悪 れ亦更
事業	事業実施主体	補助率及び補助金額	重要な変更
1. 肥料購入費支援	国事業の取組実	((当年の肥料費(税込)	1. 事業実施主体に
	施者	-(当年の肥料費(税込)	おける町補助金の増
		÷価格上昇率÷0.9)) ×	2. 事業実施主体に
		0. 15	おける30%を超える
		※当年の肥料費は、令和	町補助金の減
		4年6月から令和5年5	
		月までに購入した肥料と	
		し、税込価格する。	
		※価格上昇率は、別途農	
		産局長が定める数値(国	
		実施要領別記3第2の2	
		の(3)に基づく)	
		 ※0.9 は、使用量低減率	
		(国実施要領別記3第2	
		の2の(1)に基づく)	
		※上記補助対象額が、0	
		円を下回る場合は、0円	
		とする。	

東彼杵町長 様

住 所 (又は所在地)

氏 名 (又は団体等名及び代表者)

代表者又は氏名

東彼杵町肥料価格高騰対策緊急支援事業補助金交付申請書

東彼杵町肥料価格高騰対策緊急支援事業補助金交付要領第5条の規定に基づき、 下記及び別添のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 秋肥及び春肥

秋肥 • 春肥

2 交付申請額

円

- 3 添付書類
 - (1) 事業計画書(様式第2号)
 - (2) 収支予算書(様式第3号)
 - (3) 暴力団排除に関わる誓約書(様式第4号)
 - (4) 東彼杵町肥料価格高騰対策緊急支援事業参加農業者名簿(様式第5号)
 - (5) 国の肥料価格高騰対策事業の採択通知書の写し
- (注) 東彼杵町肥料価格高騰対策緊急支援事業申請時に国の肥料価格高騰対策事業の採択通知が行われていない場合は、様式代2号の第4の内容を確認の上、誓約・同意すること。また、採択通知書が届いた際には、その写しを10日以内に町長に提出すること。

東彼杵町長様

東彼杵町肥料価格高騰対策緊急支援事業補助金事業計画書(実績報告書)

1. 事業実施主体の概要

7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7		
事業実施主体名		
代表者の役職・氏名		
事業実施主体の住所	₸	
	所属•役職•氏名	
事業担当者の連絡先	電話番号	
争未担ヨ有の建裕元 	FAX 番号	
	E-mail	

- 2. 東彼杵町肥料価格高騰対策緊急支援事業費補助金の所要額
- 〇,〇〇〇円 (秋用肥料分 / 春用肥料分)
 - (注) 括弧内はいずれかを選択し、○で囲むこと
- 3. 事業の完了 (予定) 年月日 令和 年 月 日
- 4. 誓約・同意事項

事業実施主体(参加農業者を含む)は、補助金申請に当たって、次の事項を誓約・同意するものとする。

以下の内容について誓約・同意する チェック欄 チェック欄 1 本事業に係る報告や立入調査について、地方農政局長又は東彼杵町長等から求められた場合に応じま

- 1 本事業に係る報告や立入調査について、地方農政局長又は東彼杵町長等から求められた場合に応じま す。
- 2 東彼杵町肥料価格高騰対策緊急支援事業補助金事業計画書の内容は、国の肥料価格高騰対策事業実施要領(令和3年 12 月 20 日付け3農産第 2156 号農林水産省農産局長通知) 第9の4の(1) (第9の4の(3)) に基づき提出する事業取組計画書の内容と相違ないことを誓約します。なお、国の肥料価格高騰対策事業における採択通知書が届いた場合には、その後 10 日間以内にその写しを町長へ提出します。
- 3 取組を実施したことが確認できる書類等の証拠書類について、支援金の交付を受けた年度の翌年度から 5年間保管し、国事業実施主体、地方農政局長又は東彼杵町長等から求められた場合は提出します。
- 4 以下の場合には、町の補助金を返還すること、又は交付されないことに異存ありません。
 - ア 国の対策事業における対策事業取組計画書及びその他の提出書類において、虚偽の内容を申請した ことが判明した場合
 - イ 正当な理由がなく、国の対策事業取組計画書に記載した取組を実施していないことが判明した場合 (注) 誓約・同意事項の内容を確認の上、チェック欄に○を記載すること。

様式第3号(第5条関係、第12条関係)

令和 年度東彼杵町肥料価格高騰対策緊急支援事業費補助金収支予算(精算)書

1. 収入の部

(単位:円)

				` ' '	- 1 4/
区分	本年度予算額	前年度予算額	比 較		備考
	(本年度精算額)	(本年度予算額)	増	減	
町補助金					
その他					
合 計					

2. 支出の部 (単位:円)

区	分	本年度予算額	前年度予算額	比 較		備考
		(本年度精算額)	(本年度予算額)	増	減	
事 業	名					
合	計					

東彼杵町長 様

住所 名称 代表者又は氏名

暴力団等の排除に関する誓約書

私は、東彼杵町肥料価格高騰対策緊急支援事業費補助金の交付申請を行うにあたり、下記の事項について誓約します。

この誓約に反した場合、当該給付金を返還することになっても、異議は一切申し立てません。また、町が必要な場合には、長崎県警察本部又は管轄警察署に照会することを承諾します。

- ※ チェック欄(誓約の場合、□ にチェックを入れてください。)
- □ 私(及び法人の従業員、団体の構成員等)は、次のアからウのいずれにも該当する ものではありません。また、事業の運営に対し、次のアからウのいずれの関与もあ りません。
 - ア 暴力団 (東彼杵町暴力団排除条例 (平成24年9月28日条例第35号。以下「条例」という。)第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
 - イ 暴力団員(条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
 - ウ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者その他町長が認めるもの
- □ 補助事業等又は間接補助事業等を行うにあたり、上記アからウに掲げる者(以下「暴力団等」という。)と契約を締結しません。
- □ 補助事業等を行うにあたり、上記アからウに掲げる者(以下「暴力団等」という。)と契約を締結しません。
- □ 暴力団等から不当な要求行為を受けた場合は、速やかに町に報告するとともに、警察に通報します。
 - ※ 町では、東彼杵町暴力団排除条例に基づき、行政事務全般から暴力団を排除するため、申請者に暴力団等でない旨の誓約をお願いしています。

様式第5号(第5条関係 第12条関係)

東彼杵町肥料価格高騰対策緊急支援事業参加農業者名簿

		参加農業者		肥料購入費支援予定額(円)								
NO.	NO. 行政区分 (市町名) 氏名 又は 法人・組織名		秋用肥料 (令和4年6月~令和4年10月購入分)					春用肥料 (令和 4 年11月~令和 5 年 5 月購入分)				
		法人・組織名	当年の肥料費(消費税 込)	国支援予定額	県支援予定額	町支援予定額	合計	当年の肥料費(消費税 込)	国支援予定額	県支援予定額	町支援予定額	合計
		集計										

(注)

- 1 町の東彼杵町肥料価格高騰対策緊急支援事業における当年の肥料費は、国の肥料価格高騰対策事業において、「肥料価格高騰対策事業取組計画書」の添付資料として使用した、当年の肥料費(秋用肥料については令和4年6月~10月、春用肥料については令和4年11月~令和5年5月)の内容と一致していることを確認すること。
- 2 肥料費の購入支援予定額の算出方法は下記のとおりとする。

町及び県の支援予定額= {(当年の肥料費) - (当年の肥料費) ÷ (高騰率) ÷ 0.9} × 0.15

(参考) 国の支援予定額= {(当年の肥料費) - (当年の肥料費) ÷ (高騰率) ÷ 0.9 × 0.7

支援予定額の算出に用いる肥料費は、消費税込みの金額とする。当年における肥料コスト上昇に対して、県および市町から支援金(以下「地方自治体支援金」という。)が交付されている場合にあっては、国の支援金が調整される場合がある。

- 3 「長崎県肥料価格高騰対策緊急補填事業費補助金実績報告」の添付資料として使用する場合は、「支援予定額」を「支援額」とする。
- 4 適官、行を追加すること。
- 5 表中に十分に記載できない場合には、別紙で提出すること。

 第 号

 令和 年 月 日

様

東彼杵町長

令和 年度東彼杵町肥料価格高騰対策緊急支援事業費補助金 交付決定(変更)通知書

令和 年 月 日付で申請のあった東彼杵町肥料価格高騰対策緊急支援事業 費補助金について、東彼杵町肥料価格高騰対策緊急支援事業費補助金交付要綱第7条 の規定により、次のとおり決定(変更決定)したので通知します。

記

1 交付(変更)決定額

円

- 2 交付条件
- (1)補助事業者は、この補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業終了年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。
- (2) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)若しくは暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者であってはならないこと。
- (3) 補助金の額の通知を受けた後において、消費税等の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定したときは、その金額(当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになり補助金額から減額した場合は、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を補助金に係る消費税仕入控除税額報告書(様式第13号)により速やかに町長に報告するとともに、当該金額を返還すること。

様式第7号(第8条関係)

令和 年度東彼杵町肥料価格高騰対策緊急支援事業補助金概算払請求書

令和 年 月 日

東彼杵町長 様

住所又は所在地

団体名又は法人名

申請者氏名又は代表者名

令和 年 月 日付け 第 号 で交付金の交付決定の通知のあった事業について、東彼杵町肥料価格高騰対策緊急支援事業費補助金交付要綱第8条の規定に基づき、概算払を請求します。

	記
金	円

1. 【振込先】(国補助金の振込先と同じとすること)

金融機関名	支店名	
預金種類	口座番号	
(フリガナ) 口座名義		

- (注)振込のミスを防ぐため、通帳の写し(預金種別、口座番号や口座名義が確認できるページ)を提出してください。
- 2. 概算払を必要とする理由
 - (注)補助金請求内訳書(様式第8号)を添付すること。

様式第8号(第8条関係、第12条関係)

令和 年度東彼杵町肥料価格高騰対策緊急支援事業費補助金請求內訳書

区分	交 付 決定額	前回迄 受領額	今 回 請 求額	残額	着 手年月日	事業完了 (予定) 年月日
肥料購入 費支援	円	P	P	円		

東彼杵町長 様

住所又は所在地

法 人 名

氏名又は法人代表者職・氏名

令和 年度東彼杵町肥料価格高騰対策緊急支援事業費補助金 計画変更承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号で交付の決定の通知があった事業について、下記のとおり計画変更したいので、東彼杵町肥料価格高騰対策緊急支援事業費補助金交付要綱第10条第1項の規定に基づき申請する。

記

- 1. 計画変更の理由
- 2. 計画変更の内容
- (注)計画変更後の事業計画書(様式第2号)を添付すること。その際、当初計画書に変更内容がわかるように記載すること。例えば、上段に変更前を()書きで表示する。また、これによりがたい場合は、変更後の計画を別途添付すること。(※計画変更の場合のみ)

様式第10号(第10条関係)

 番
 号

 年
 月

 日

東彼杵町長 様

住所 名称 代表者又は氏名

東彼杵町肥料価格高騰対策緊急支援事業費補助金中止(廃止)承認申請書

年月日付け東彼農第 号で交付決定の通知があった東彼杵町肥料価格高騰対策緊急支援事業費補助金については、下記により中止(廃止)をしたいので、東彼杵町肥料価格高騰対策緊急支援事業費補助金交付要綱第10条第2項の規定により申請します。

記

1. 事業中止 (廃止) の理由

発行責任者及び担当者

発行責任者〇〇 〇〇 (連絡先〇〇〇 - 〇〇〇 - 〇〇〇) 発行担当者△△ △△ (連絡先〇〇〇 - ○○〇 - ○○○○)

東彼杵町長 様

住所又は所在地

法 人 名

氏名又は法人代表者職・氏名

令和 年度東彼杵町肥料価格高騰対策緊急支援事業費補助金実績報告書

年月日付け東彼農第 号で交付決定の通知があった東彼杵町肥料価格高騰対策緊急支援事業費について、東彼杵町肥料価格高騰対策緊急支援事業費補助金交付要綱第12条の規定に基づき、別添のとおり関係書類を添えて実績を報告します。

【関係書類】

- 1. 事業実績報告書(様式第2号)
- (注1)事業計画書に変更があったときは、変更後の内容が容易に比較対照できるように変更部分を赤字で加筆修正(変更前の部分は取消線で修正)し添付すること。
- (注2)事業計画書又は事業計画書変更等承認申請書に添付した書類のうち、変更があった書類を添付すること(申請時以降変更のない場合は省略できる)。
- (注3) 標題を「東彼杵町肥料価格高騰対策緊急支援事業費補助金事業計画書」から 「東彼杵町肥料価格高騰対策緊急支援事業費補助金実績報告書」に変更すること。
- 2. 収支精算書(様式第3号)
- 3. 東彼杵町肥料価格高騰対策緊急支援事業参加農業者名簿(様式第5号)
- 4. 参加農業者へ支援金を支払ったことを確認できる書類
- (注)参加農業者の口座等へ振り込んだ際の通帳の写し、現金で支払いを行った際の 受領証等の写し等

東彼農第 号

東彼杵町肥料価格高騰対策緊急支援事業費補助金の交付額の確定通知書

住所 氏名 代表者又は氏名

年月日付けで申請のあった東彼杵町肥料価格高騰対策緊急支援事業費補助金の 交付額の確定については、東彼杵町補助金等交付規則(平成16年4月21日規則第22 号)第16条の規定により通知する。

年 月 日

東彼杵町長

記

1 補助金の額の確定額 金

円

2 補助条件

- (1)補助事業者は、この補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業終了年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。
- (2) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)若しくは暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者であってはならないこと。
- (3)補助金の額の通知を受けた後において、消費税等の申告により当該補助金に係る 消費税等仕入控除税額が確定したときは、その金額(当該補助金に係る消費税等仕入控 除税額が明らかになり補助金額から減額した場合は、その金額が減じた額を上回る部分 の金額)を補助金に係る消費税仕入控除税額報告書(様式第13号)により速やかに町 長に報告するとともに、当該金額を返還すること。

様式第13号(第6条関係、第7条関係、第12条関係、第14条関係)

令和 年度東彼杵町肥料価格高騰対策緊急支援事業に係る 仕入に係る消費税等相当額報告書

番 号 令和 年 月 日

東彼杵町長 様

所 在 地 団 体 名 代表者氏名

(自署)

令和 年 月 日付け 東彼農第 号で補助金の交付決定のあった東彼杵町肥料価格高騰対策緊急支援事業費補助金について、東彼杵町肥料価格高騰対策緊急支援事業費補助金交付要綱第6条第3項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

なお、併せて補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額金 返還します。 円を

記

- 1. 東彼杵町補助金等交付規則第16条に基づく確定額 金 円 (年月日付け東彼農第一号による額の確定通知額)
- 2. 補助金の確定時に減額した消費税仕入控除税額 金 円
- 3. 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額

金

4. 補助金返還相当額 (3-2) 金 円

(注) 別紙として、集計表を添付すること。

長崎県肥料価格高騰対策緊急補填事業費補助金に係る消費税等仕入控除税額集計表 (単位:円)

仕入に係る消費税	補助率	消費税等仕入控除	備考
額	(B)	税	
及び地方消費税額		額	
(A)		$(A \times B)$	

- (注1) 「仕入に係る消費税及び地方消費税額」欄は、補助対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により、仕入に係る消費税額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額額との合計額を記載すること。
- (注2) 「消費税等仕入控除税額」欄は、補助対象経費に含まれる消費税等相当額の うち、消費税法の規定により、仕入に係る消費税等として控除できる金額と当 該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助 率を乗じて得た金額とする。

東彼農第 号 年 月 日

東彼杵町長 様

住所 名称 代表者又は氏名

東彼杵町肥料価格高騰対策緊急支援事業費補助金精算払請求書

金

年月日付け 東彼農第 号で額の確定の通知があった東彼杵町肥料価格高騰対 策緊急支援事業費補助金について上記のとおり交付されるよう、東彼杵町肥料価格高騰 対策緊急支援事業費補助金交付要綱第15条の規定により請求します。

1. 振込先(国補助金の振込先と同じとすること)

金融機関名:

支店名:

預金の種別:

口座番号:

預金の名義 (カタカナ):

- (注1)振込のミスを防ぐため、通帳の写し(預金種別、口座番号や口座名義が確認で きるページ)を添付すること。
- (注2)補助金請求内訳書(様式第8号)を添付すること。